

令和5年 No.11

○東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

返還免除の内定候補者に大学院教育学研究科の学生を追加することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

独立行政法人日本学生支援機構からの通知に基づき、返還免除の内定候補者に大学院教育学研究科の学生を追加することに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

(令和5年2月28日 東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考協議会 審議・承認)

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月8日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第10号

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程（平成16年規程第58号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程の一部改正について

改正理由：返還免除の内定候補者に大学院教育学研究科の学生を追加することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(推薦対象者)</p> <p>第8条 返還免除候補者として独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に推薦することができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 大学院（本学の教育学研究科及び連合学校教育学研究科をいう。以下同じ。）において機構から第一種奨学金の貸与を受けた学生で、当該年度中に貸与期間が終了する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者（以下「免除候補者」という。）</p> <p>(2) <u>次年度に大学院教育学研究科に入学予定で、日本学生支援機構の定める対象要件を満たし、第一種奨学金の貸与を受けることとなった学生（申込予定の学生を含む。）又は当該年度に大学院連合学校教育学研究科に入学し、第一種奨学金の貸与を受けることとなった学生のうち、貸与期間終了までの間に特に優れた業績を挙げることが見込まれる者（第一種奨学金「海外大学院学位取得型」及び「海外協定派遣」の貸与を受けることとなった学生を除く。以下「内定候補者」という。）</u></p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(推薦対象者)</p> <p>第8条 返還免除候補者として独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に推薦することができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 大学院（本学の教育学研究科及び連合学校教育学研究科をいう。以下同じ。）において機構から第一種奨学金の貸与を受けた学生で、当該年度中に貸与期間が終了する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者（以下「免除候補者」という。）</p> <p>(2) <u>当該年度に連合学校教育学研究科に入学し、第一種奨学金（「海外大学院学位取得型」及び「海外協定派遣」の奨学金は除く）の貸与を受けることとなった学生のうち、貸与期間終了までの間に特に優れた業績を挙げることが見込まれる者（以下「内定候補者」という。）</u></p>
<p>(選考)</p> <p>第10条 免除候補者の選考は、協議会において、返還免除を申請した学生の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績（貸与奨学規程（機構平成16年規程第16号）<u>第47条第4項</u>に定めるものをいう。）について、総合的に評価して行うものとする。ただし、貸与奨学規程第48条第6項の規定に基づき返還免除を行う者として内定を受けた者（同項ただし書により当該内定が失効している者を除く。）については、候補者として推薦すべき者として選考するものとする。</p> <p>2 内定候補者の選考は、協議会において、返還免除を申請した学生が貸与期間終了までの間に、貸与奨学規程<u>第47条第4項</u>に定める教育研究活動等に関する業績等について、十分な成果を挙げる見込みがあることを総合的に評価して行うもの</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選考)</p> <p>第10条 免除候補者の選考は、協議会において、返還免除を申請した学生の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績（貸与奨学規程（機構平成16年規程第16号）<u>第47条第3項</u>に定めるものをいう。）について、総合的に評価して行うものとする。ただし、貸与奨学規程第48条第6項の規定に基づき返還免除を行う者として内定を受けた者（同項ただし書により当該内定が失効している者を除く。）については、候補者として推薦すべき者として選考するものとする。</p> <p>2 内定候補者の選考は、協議会において、返還免除を申請した学生が貸与期間終了までの間に、貸与奨学規程<u>第47条第3項</u>に定める教育研究活動等に関する業績等について、十分な成果を挙げる見込みがあることを総合的に評価して行うもの</p>

とする。

- 3 貸与奨学規程第47条第4項に定める評価基準に基づく評価項目その他返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、協議会の議を経て学長が別に定めるものとする。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

とする。

- 3 貸与奨学規程第47条第3項に定める評価基準に基づく評価項目その他返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、協議会の議を経て学長が別に定めるものとする。

〔省略〕